

広島県告示第千七百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十九年十二月十三日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十一月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道柞磨駅家線	福山市芦田町大字柞磨五六六番一地从先から福山市芦田町大字柞磨五七一番一地从先まで	平成十九年十一月二十九日